

## 15 その他

### 15-1 災害対策基本法（抜粋）

昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号  
最終改正平成 28 年 5 月 20 日法律第 47 号

#### （定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- (4) 指定地方行政機関指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第 43 条及び第 57 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第 17 条第 1 項並びに国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

#### （市町村防災会議）

第 16 条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

- 2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。
- 3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第 1 項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。
- 4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととするとき（第 2 項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第 2 項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

#### （市長村災害対策本部）

第 23 条の 2 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

- 2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもって充てる。
- 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、

当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。

- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
- 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前条第7項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

#### (職員の派遣の要請)

第29条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

- 2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限つて内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
- 3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前2項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

#### (職員の派遣のあつせん)

第30条 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

- 2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第124条第1項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。
- 3 前条第3項の規定は、前2項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。

#### (派遣職員の身分取扱い)

第 32 条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

2 前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

#### (指定行政機関の防災業務計画)

第 36 条 指定行政機関の長は、防災基本計画に基づき、その所掌事務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 指定行政機関の長は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、並びに都道府県知事及び関係指定公共機関に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

3 第 21 条の規定は、指定行政機関の長が第 1 項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

第 37 条 防災業務計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 所掌事務について、防災に関しとるべき措置

(2) 前号に掲げるもののほか、所掌事務に関し地域防災計画の作成の基準となるべき事項

2 指定行政機関の長は、防災業務計画の作成及び実施にあつては、他の指定行政機関の長が作成する防災業務計画との間に調整を図り、防災業務計画が一体的かつ有機的に作成され、及び実施されるように努めなければならない。

#### (他の法令に基づく計画との関係)

第 38 条 指定行政機関の長が他の法令の規定に基づいて作成する次に掲げる防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画及び防災業務計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。

(1) 国土形成計画法（昭和 25 年法律第 205 号）第 2 条第 1 項に規定する国土形成計画

(2) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 4 条第 1 項に規定する全国森林計画及び同条第 5 項に規定する森林整備保全事業計画

(3) 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 96 号）第 3 条第 1 項に規定する災害防除に関する事業計画

(4) 保安林整備臨時措置法（昭和 29 年法律第 84 号）第 2 条第 1 項に規定する保安林整備計画

(5) 首都圏整備法（昭和 31 年法律第 83 号）第 2 条第 2 項に規定する首都圏整備計画

(6) 特定多目的ダム法（昭和 32 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項に規定する多目的ダムの建設に関する基本計画

(7) 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和 33 年法律第 72 号）第 2 条第 2 項に規定する災害防除事業 5 箇年計画

(8) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 3 条第 1 項に規定する豪雪地帯対策基本計画

(9) 近畿圏整備法（昭和 38 年法律第 129 号）第 2 条第 2 項に規定する近畿圏整備計画

(10) 中部圏開発整備法（昭和 41 年法律第 102 号）第 2 条第 2 項に規定する中部圏開発整備計画

(11) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 43 条の 5 第 5 項に規定する排出油等の防除に関する計画

(12) 社会資本整備重点計画法（平成 15 年法律第 20 号）第 2 条第 1 項に規定する社会資本整備重点

## 計画

(13)前各号に掲げるもののほか、政令で定める計画

**(指定公共機関の防災業務計画)**

第 39 条 指定公共機関は、防災基本計画に基づき、その業務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 指定公共機関は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、速やかに当該指定公共機関を所管する大臣を経由して内閣総理大臣に報告し、及び関係都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

3 第 21 条の規定は、指定公共機関が第 1 項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

**(市町村地域防災計画)**

第 42 条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第 4 項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

(2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

(3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

5 市町村防災会議は、第 1 項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第 21 条の規定は、市町村長が第 1 項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

**(市町村長の避難の指示等)**

第 60 条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

- 2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。
- 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。
- 4 市町村長は、第 1 項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。
- 6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第 1 項から第 3 項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 8 第 6 項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

**(警察官等の避難の指示)**

第 61 条 前条第 1 項又は第三項の場合において、市町村長が同条第 1 項に規定する避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

- 2 前条第 2 項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。
- 3 警察官又は海上保安官は、第 1 項の規定により避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 4 前条第 4 項及び第 5 項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

**(市町村長の警戒区域設定権等)**

第 63 条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行な

う市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 第1項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた同法第8条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第1項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 第61条の2の規定は、第1項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

#### **（応急公用負担等）**

第65条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

2 第63条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

#### **（他の市町村長等に対する応援の要求）**

第67条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

#### **（都道府県知事等に対する応援の要求等）**

第68条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

#### **（都道府県知事の従事命令等）**

第71条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条から第10条までの規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

2 前項の規定による都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、その一部を市町村長が行うこととすることができる。

**(災害時における交通の規制等)**

第 76 条 都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

2 前項の規定による通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）が行われたときは、当該通行禁止等を行つた都道府県公安委員会及び当該都道府県公安委員会と管轄区域が隣接し又は近接する都道府県公安委員会は、直ちに、それぞれの都道府県の区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（次条第四項及び第 76 条の 3 第 1 項において「通行禁止区域等」という。）その他必要な事項を周知させる措置をとらなければならない。

## 15-2 一般住宅の耐震化に係る補助及び融資制度

## 【耐震診断・耐震改修に対する支援制度】

## ①木造住宅耐震診断支援事業

対象建築物	申込者負担	補助率	
・木造一戸建てで、階数が2以下 ・昭和56年5月31日以前に着工して建られたもの ・在来軸組み工法であるもの	延べ面積 280 m <sup>2</sup> 以下	図面有 2,000 円	県 約9割
	〃	図面無 4,000 円	
	延べ面積 280 m <sup>2</sup> 超	図面有 3,000 円	
	〃	図面無 6,000 円	

## ②木造住宅耐震改修支援事業

対象工事	補助金額	補助率
以下の3つメニューいずれかに該当する工事	限度額 60 万円	<b>【2/3】</b>
I 建物全体(1階+2階)をIw値1.0以上に改修		県 1/3
II 1階の主要居室(寝室・居間等)だけをIw値1.5以上に改修		市町村 1/3
III 1階(全体)だけをw値1.0以上に改修		

## ③住みよい家づくり資金融資制度（県融資制度）

耐震化リフォームの利率優遇や、三世帯同居向け融資等を実質無子します。

融資額 500 万円以内    融資利率 1.7%（固定金利）    償還期間 15 年以内

資料：富山県耐震改修促進計画（平成28年10月改定）

## 15-3 災害救助法の概要と基準

### ■災害救助法の概要

「災害救助法」(昭和22年10月18日法律第118号)

#### 1 目的(災害救助法第1条)

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

#### 2 実施体制(災害救助法第30条)

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い(法定受託事務)、市町村長がこれを補助する。なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

#### 3 適用基準(災害救助法施行令第1条)

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等(例 人口5,000人未満 住家全壊30世帯以上)に行う。

#### 4 救助の種類、程度、方法及び期間(災害救助法第23条)

##### (1) 救助の種類

- ①避難所、応急仮設住宅の設置
- ②食品、飲料水の給与
- ③被服、寝具等の給与
- ④医療、助産
- ⑤被災者の救出
- ⑥住宅の応急修理
- ⑦学用品の給与
- ⑧埋葬
- ⑨死体の搜索及び処理
- ⑩住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

##### (2) 救助の程度、方法及び期間

内閣総理大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行なう。

#### 5 強制権の発動(災害救助法第24-26条)

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

#### 6 経費の支弁及び国庫負担(災害救助法第33条・36条)

(1) 都道府県の支弁：救助に要する費用は、都道府県が支弁

(2) 国庫負担：(1)により費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により負担

ア 普通税収入見込額の2/100以下の部分・・・・・・・・・・ 50/100

イ 普通税収入見込額の2/100をこえ4/100以下の部分・・・・・・・・ 80/100

ウ 普通税収入見込額の4/100をこえる部分・・・・・・・・・・ 90/100

## 7 災害救助基金について

## (1) 積立義務（災害救助法第 37 条）

過去 3 年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の 5/1000 相当額を積み立てる義務が課せられている。

## (2) 運用（災害救助法第 41 条）

災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。

## ■災害救助法適用基準（同法施工令）

## 1 住家等への被害が生じた場合

(1) 区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること（令第 1 条第 1 項第 1 号、令別表第 1）。

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上 15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上 30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上 50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上 100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上 300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上	150 世帯

(2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す数以上であること（令第 1 条第 1 項第 2 号、令別表第 2、第 3）。

①都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000 人未満	1,000 世帯
1,000,000 人以上 2,000,000 人未満	1,500 世帯
2,000,000 人以上 3,000,000 人未満	2,000 世帯
3,000,000 人以上	2,500 世帯

②市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000 人未満	15 世帯
5,000 人以上 15,000 人未満	20 世帯
15,000 人以上 30,000 人未満	25 世帯
30,000 人以上 50,000 人未満	30 世帯
50,000 人以上 100,000 人未満	40 世帯
100,000 人以上 300,000 人未満	50 世帯
300,000 人以上	75 世帯

- (3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること（令第1条第1項第3号前段、令別表第4）。

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000 人未満	5,000 世帯
1,000,000 人以上 2,000,000 人未満	7,000 世帯
2,000,000 人以上 3,000,000 人未満	9,000 世帯
3,000,000 人以上	12,000 世帯

※ 住家が滅失した世帯数は、滅失した世帯が1世帯で1世帯、半壊、半焼する等著しく損傷した世帯が2世帯で1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯が3世帯で1世帯とする

- (4) 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること（令第1条第1項第3号後段）。

【内閣府令で定める特別の事情とは】

災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすることとする。

2 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること（令第1条第1項第4号）。

【内閣府令で定める基準とは】

- ①災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ②被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

■平成28年度災害救助基準

平成28年4月1日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考								
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,660,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会所等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,660,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。								
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に收容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり1,110円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)								
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上								
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること								
					区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
					全壊	夏	18,400	23,700	34,900	41,800	53,000	7,800
					全焼	冬	30,400	39,500	55,000	64,300	80,900	11,100
					流失	夏	6,600	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600
半壊	冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500					
床上浸水												
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上								
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上								

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 一世帯当たり 576,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,300円 中学生生徒 4,600円 高等学校等生徒 5,000円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内、 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 210,400円以内 小人(12歳未満) 168,300円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,400円以内 (一保保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1世帯当たり 134,800円以内	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救助用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料：災害救助事務取扱要領(平成28年4月)

#### 15-4 災害救助法の過去の適用例

年月日	災害名	地区名
昭和25年9月8日	水害(ジェーン台風)	県下全域
昭和27年7月1日	水害	津沢町、西野尻村、石動町、藪波村、水島村、北蟹谷村、松沢村、正得村、南谷村
昭和28年9月25日	風水害(台風13号)	石動町、津沢町

## 15-5 富山県災害救助法施行規則

平成 12 年 12 月 15 日

富山県規則第 63 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。)の施行に関し、災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号。以下「政令」という。)及び災害救助法施行規則(昭和 22 年／総理庁／厚生省／内務省／大蔵省／運輸省／令第 1 号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(非常災害の報告)

第 2 条 市町村の長(以下「市町村長」という。)は、市町村における災害が政令第 1 条の適用基準に達し、又は達する見込みがあるときは、直ちに次に掲げる事項を知事に報告するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時及び場所
- (3) 災害の原因及び被害の状況
- (4) すでにとった処置及び今後とろうとする処置
- (5) その他必要な事項

(適用区域の指定及び告示)

第 3 条 法による救助は、市町村の区域を単位として指定し、行うものとする。

2 知事は、前項の規定により適用区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

第 4 条 政令第 3 条第 1 項に規定する救助の程度、方法及び期間は、別表第 1 のとおりとする。

(平 26 規則 44・一部改正)

(物資の保管命令、収用等)

第 5 条 省令第 1 条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書は、次に定める様式によるものとする。

- (1) 公用令書 様式第 1 号から様式第 1 号の 4 まで
- (2) 公用変更令書 様式第 2 号
- (3) 公用取消令書 様式第 3 号

2 前項第 1 号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳(様式第 4 号)に登録するものとする。

3 第 1 項第 2 号の公用変更令書を交付したときは、強制物件台帳にその理由を詳細に記録し、併せて変更事項を記録するものとする。

4 第 1 項第 3 号の公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳にその理由を詳細に記録し、併せて第 2 項の登録を抹消するものとする。

(所有者等の立会い)

第 6 条 省令第 2 条第 3 項の規定による受領調書(様式第 5 号)の作成は、その物資の所有者又は権原に基づいてその物資を占有する者の立会いの下で行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合においては、成年者 2 人以上若しくは市町村の職員又は警察官を立ち合わせ、これに代えることができる。

(平 19 規則 34・一部改正)

(損失補償)

第7条 省令第3条に規定する損失補償請求書は、様式第6号によるものとする。

2 損失補償請求書の提出があったとき、及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、強制物件台帳に記録するものとする。

(救助業務従事命令)

第8条 省令第4条に規定する公用令書及び公用取消令書は、次に定める様式によるものとする。

(1) 公用令書 様式第7号

(2) 公用取消令書 様式第8号

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳(様式第9号)に登録するものとする。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録し、併せて前項の登録を抹消するものとする。

4 省令第4条第2項の規定による届出に当たっては、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

(2) 天災その他避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官又はその他適当な国若しくは地方公共団体の職員の証明書

(平19規則34・一部改正)

(協力令書)

第9条 法第8条の規定により救助に関する業務に協力させる者に対しては、協力令書(様式第7号)を交付するものとする。

2 協力令書を交付したときは、救助協力者台帳(様式第9号)に登録するものとする。

(平26規則44・一部改正)

(受領書の提出)

第10条 第5条、第8条及び第9条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の交付を受けた者は、直ちに受領書を提出するものとする。

(実費弁償の額)

第11条 法第7条第5項の規定による実費弁償に関して必要な事項は、別表第2のとおりとする。

(平26規則44・一部改正)

(実費弁償請求書)

第12条 省令第5条に規定する実費弁償請求書は、様式第10号によるものとする。

(証票)

第13条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項に規定する証票は、様式第11号によるものとする。

(平26規則44・一部改正)

(扶助金の支給基礎額)

第14条 政令第8条第2項第2号の規定による救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者でない者の扶助金(療養扶助金を除く。)の支給基礎額は、事故発生の年の前1年間における所得(当該事業又は当該業務に伴う所得以外の所得及び退職金等の臨時の所得を除く。)の額を365で除して得た額(10円未満切り捨て)に相当する額とする。ただし、その者が通常得ている収入の額が、その地方で同業の事業を営み、又は同様の業務に従事する者が通常得ている収入の額(以下「標準収入額」という。)を超えるときは、標準収入額を基準として別に定める。

2 政令第8条第2項第3号の規定による救助に関する業務に協力した者の扶助金(療養扶助金を除く。)の支給基礎額は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和27年政令第429号)第5条に規定する給付基礎額と同額とする。

(平26規則44・一部改正)

(扶助金支給申請書)

第15条 省令第6条に規定する扶助金支給申請書は、様式第12号によるものとする。

2 前項の扶助金支給申請書のうち休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書には、次の各号に掲げる申請書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 休業扶助金支給申請書 負傷又は疾病のため従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがないことその他特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類

(2) 打切扶助金支給申請書 療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書(救助に関する事務の通知)

第16条 知事は、法第13条第1項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、様式第13号により行うものとする。

2 前項の場合(法第7条から第10条までに規定する事務の一部を市町村長が行うこととする場合に限る。)においては、当該市町村長は、第5条、第6条、第7条第2項及び第8条に規定するところにより、当該救助の実施に関する事務を処理するものとする。

(平26規則44・一部改正)

(繰替支弁)

第17条 市町村長は、法第29条の規定により一時繰替支弁した救助の実施に要した費用を請求しようとするときは、請求書及び証拠書類の謄本を知事に提出するものとする。

(平26規則44・一部改正)

(書類の整備)

第18条 市町村長は、災害ごとに救助の実施に要した費用に関する証拠書類その他関係書類を整備しておくものとする。

#### 別表第1(第4条関係)

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
避難所及び応急仮設住宅の供与	1 避難所 (1) 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。 (2) 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。 (3) 設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、1人1日当たり320円(10月から3月までの期間については、別に定める額を加算した額)の範囲内とする。ただし、福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。))であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。	災害発生の日から7日以内
	2 応急仮設住宅 (1) 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者に供与する。	完成の日から2年以内

	<p>(2) 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のため支出できる費用は、2,660,000円以内とする。</p> <p>(3) 同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができるものとし、1施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、(2)にかかわらず、別に定めるところによる。</p> <p>(4) 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数の者に供与する施設を応急仮設住宅として設置できる。</p> <p>(5) 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらを供与することができる。</p> <p>(6) 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。</p>																																											
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	<p>1 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>(1) 避難所に避難している者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。</p> <p>(2) 被災者が直ちに食することができる現物による。</p> <p>(3) 支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,110円以内とする。</p> <p>(4) 被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、救助の期間内に3日分以内を現物により支給することができる。</p> <p>2 飲料水の供給</p> <p>(1) 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。</p> <p>(2) 支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>災害発生から7日以内</p> <p>災害発生の日から7日以内</p>																																										
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。</p> <p>2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。</p> <p>(1) 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>(2) 日用品</p> <p>(3) 炊事用具及び食器</p> <p>(4) 光熱材料</p> <p>3 支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とする。</p> <p>(1) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p> <table border="1" data-bbox="405 1480 1220 1637"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>1人世帯の額</th> <th>2人世帯の額</th> <th>3人世帯の額</th> <th>4人世帯の額</th> <th>5人世帯の額</th> <th>世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>18,400</td> <td>23,700</td> <td>34,900</td> <td>41,800</td> <td>53,000</td> <td>7,800</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>30,400</td> <td>39,500</td> <td>55,000</td> <td>64,300</td> <td>80,900</td> <td>11,100</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯</p> <table border="1" data-bbox="405 1727 1220 1883"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>1人世帯の額</th> <th>2人世帯の額</th> <th>3人世帯の額</th> <th>4人世帯の額</th> <th>5人世帯の額</th> <th>世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>6,600</td> <td>8,100</td> <td>12,100</td> <td>14,700</td> <td>18,600</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>9,800</td> <td>12,700</td> <td>18,000</td> <td>21,400</td> <td>27,000</td> <td>3,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 「夏季」とは4月1日から9月30日までを、「冬季」とは10月1日から3月31日までをいい、季別は災害発生の日をもって決定する。</p>	季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	夏季	18,400	23,700	34,900	41,800	53,000	7,800	冬季	30,400	39,500	55,000	64,300	80,900	11,100	季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	夏季	6,600	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600	冬季	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500	
季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額																																						
夏季	18,400	23,700	34,900	41,800	53,000	7,800																																						
冬季	30,400	39,500	55,000	64,300	80,900	11,100																																						
季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額																																						
夏季	6,600	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600																																						
冬季	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500																																						

医療及び助産	<p>1 医療</p> <p>(1) 災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置する。</p> <p>(2) 救護班において行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができる。</p> <p>(3) 次の範囲内において行う。</p> <p>ア 診察</p> <p>イ 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>ウ 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>エ 病院又は診療所への収容</p> <p>オ 看護</p> <p>(4) 支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。</p>	災害発生の日から14日以内
	<p>2 助産</p> <p>(1) 災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失った者に対して行う。</p> <p>(2) 次の範囲内において行う。</p> <p>ア 分べんの介助</p> <p>イ 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>(3) 支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。</p>	分べんした日から7日以内
被災者の救出	<p>1 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。</p> <p>2 支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	<p>1 災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。</p> <p>2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり576,000円以内とする。</p>	災害発生の日から1月以内
生業に必要な資金の貸与	<p>1 住家が全壊、全焼又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。</p> <p>2 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。</p> <p>3 貸与できる額は、次の範囲内とする。</p> <p>(1) 生業費 1件当たり30,000円</p> <p>(2) 就職支度費 1件当たり15,000円</p> <p>4 貸与には、次の条件を付する。</p> <p>(1) 貸与期間 2年以内</p> <p>(2) 利子 無利子</p>	災害発生の日から1月以内
学用品の給与	<p>1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行う。</p>	災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内

	<p>2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。</p> <p>(1) 教科書 (2) 文房具 (3) 通学用品</p> <p>3 支出できる費用は、次の範囲内とする。</p> <p>(1) 教科書 ア 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 イ 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>(2) 文房具及び通学用品 ア 小学校児童 1人当たり 4,300円 イ 中学校生徒 1人当たり 4,600円 ウ 高等学校等生徒 1人当たり 5,000円</p>	
埋葬	<p>1 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。</p> <p>2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。</p> <p>(1) 棺(附属品を含む。) (2) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) (3) 骨つぼ及び骨箱</p> <p>3 支出できる費用は、1体当たり大人210,400円以内、小人168,300円以内とする。</p>	災害発生の日から10日以内
死体の搜索	<p>1 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。</p> <p>2 支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から10日以内
死体の処理	<p>1 災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行う。</p> <p>2 次の範囲内において行う。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (2) 死体の一時保存 (3) 検案</p> <p>3 検案は、原則として救護班において行う。</p> <p>4 支出できる費用は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,400円以内とする。</p> <p>(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,300円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。</p>	災害発生の日から10日以内
障害物(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものをいう。以下同じ。)の除去	<p>1 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行う。</p> <p>2 支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,800円以内とする。</p>	災害発生の日から10日以内
救助のための輸送費及び賃	<p>1 支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 被災者の避難</p>	当該救助の実施が認め

金職員等雇上費	(2) 医療及び助産 (3) 被災者の救出 (4) 飲料水の供給 (5) 死体の捜索 (6) 死体の処理 (7) 救済用物資の整理配分 2 支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。	られる期間
---------	---	-------

## 別表第2(第11条関係)

救助業務従事者の区分		日当 (1人1日当たり)	時間外勤務手当	旅費
政令第4条第1号から第4号までに規定する者	医師及び歯科医師	17,400円以内	職種ごとに定める日当額を基礎として富山県一般職の職員との均衡を考慮して算定した額以内	富山県一般職の職員の旅費相当額
	薬剤師	11,900円以内		
	保健師、助産師及び看護師	11,400円以内		
	土木技術者及び建築技術者	17,200円以内		
	大工、左官及びとび職	20,700円以内		
政令第4条第5号から第10号までに規定する者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内			

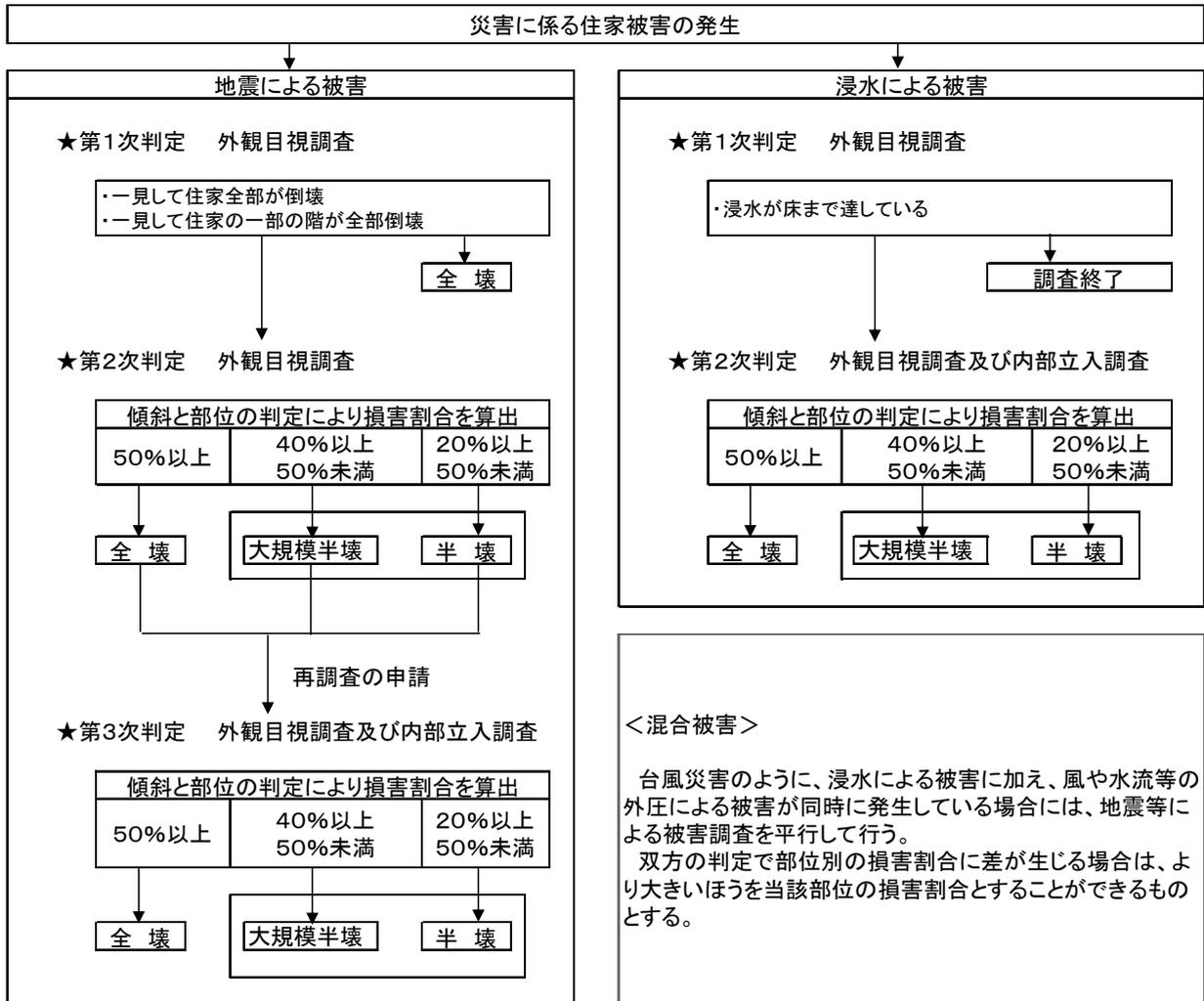
## 15-6 応急仮設住宅仕様基準

平成 28 年 4 月 1 日現在

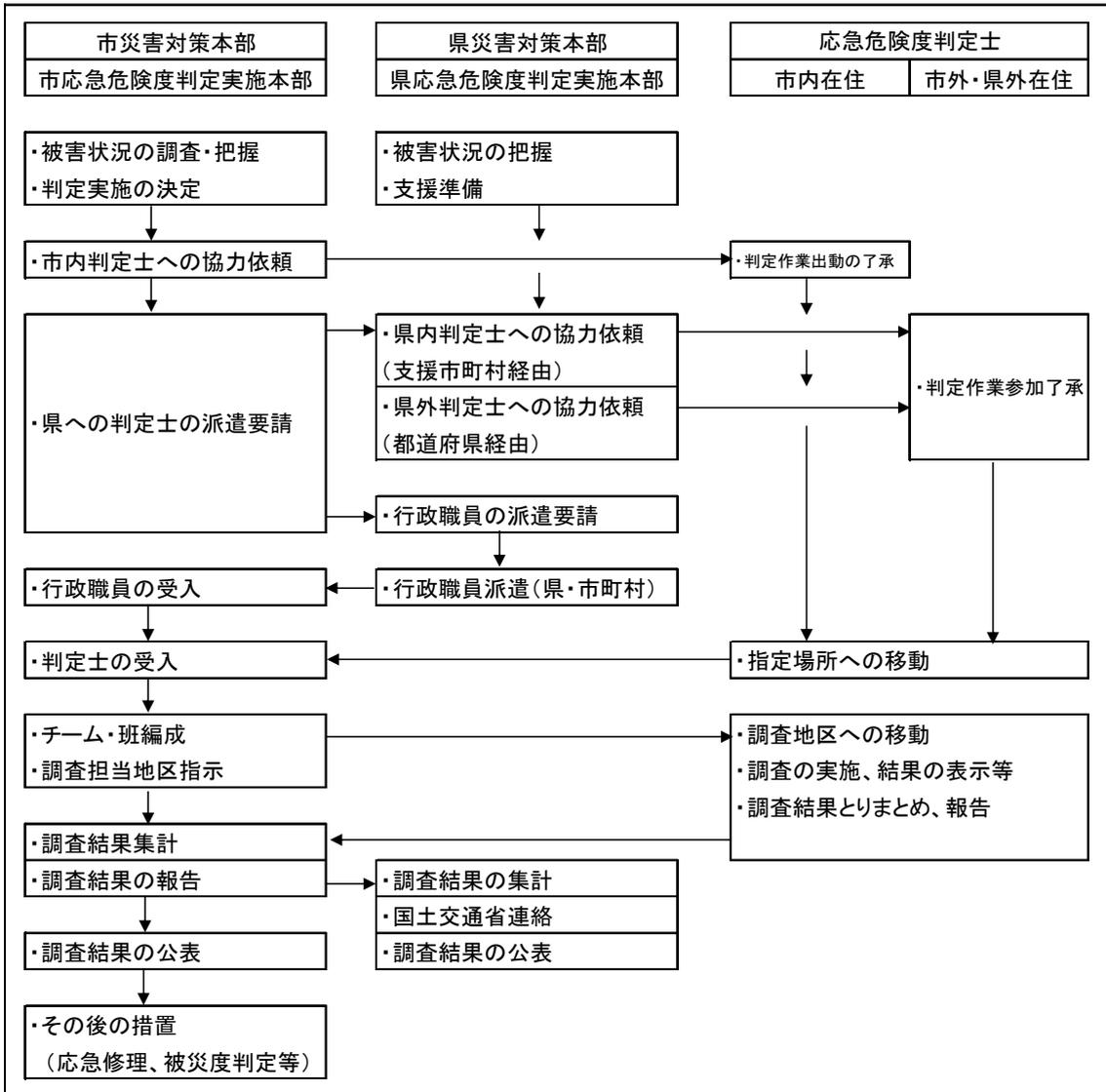
面積		<p>一戸あたりの規模は平均 29.7 m<sup>2</sup> (9 坪相当) を基準とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単身用 : 19.8 m<sup>2</sup>程度 (6 型、6 坪程度)</li> <li>・ 小家族用 (2~3 人) : 29.7 m<sup>2</sup>程度 (9 型、9 坪程度)</li> <li>・ 大家族用 (4 人以上) : 39.6 m<sup>2</sup>程度 (12 型、12 坪程度)</li> </ul>
本 体	構造	軽量型鋼ブレース構造、鉄骨型鋼ユニット構造 積雪 1 m 鉄骨、木造等 積雪 1 m
	基礎	木杭 (一部 H 鋼基礎又はコンクリート板あり)
	屋根	折板屋根、切妻屋根、片流屋根等
	天井	天井グラスウール 10 kg 品厚さ 10 cm
	世帯間 間仕切り	石膏ボード t=9.5+12.5 (小屋裏まで各世帯毎)
	間仕切り	居室間の開口がない間仕切り、一部アコーディオン化
	床	グラスウール 10 kg 品厚さ 5 cm 以上
		タイルカーペット、クッションフロア、フローリング、畳
	壁	サイディング、グラスウール 10 kg 品厚さ 10 cm 相当
	窓	引き違いアルミサッシ窓、ペアガラス、網戸
	玄関	袖壁、手すり、網戸
	居室	カーテンレール (w)、レースカーテン、遮光カーテン
	押入	中段付き (天袋なし)、カーテンレール、カーテン
	台所	流し台、コンロ台、吊り戸棚、ガスコンロ
	トイレ	水洗式洋式便器、手すり、暖房便座用コンセント
浴室	ユニットバス、手すり	
その他	郵便受け (各住戸 1 箇所)、物干金物、照明器具	
(設 備)	給排水設備	硬質塩化ビニル管又は架橋ポリエチレン管 止水栓・保温巻・給湯給水立上り管ヒーター巻
	給湯設備	ガス給湯器 16 号程度
	空調設備	エアコン (居間) 1 戸に 1 台設置 (エアコンのない部屋にはコンセント及びスリーブ設置)
	換気設備	小屋裏の換気扇・換気口
	防災設備	住宅用火災警報器
外 構	外部通路	碎石敷 (通路幅 4~6 m)
	浄化槽	断熱材吹付け (または埋め込み型)
	消火器設置	各棟に 1 台設置

資料：総務課

## 15-7 被害認定の流れ



## 15-8 建物の応急危険度判定活動の流れ



## 15-9 被災建築物の応急危険度判定結果の表示

地震後の余震等による二次災害を未然に防止するため、被災した建築物の被害の状況を調査し、その建築物が使用できるか否かの判定・表示を応急的に行う。調査結果は、「危険」(赤紙)、「要注意」(黄紙)、「調査済」(緑紙)の三種類の判定ステッカー(色紙)のいずれかにより、見やすい場所に表示します。

これは、罹災証明のための被害調査ではなく、建築物が使用できるか否かを応急的に判定するものです。



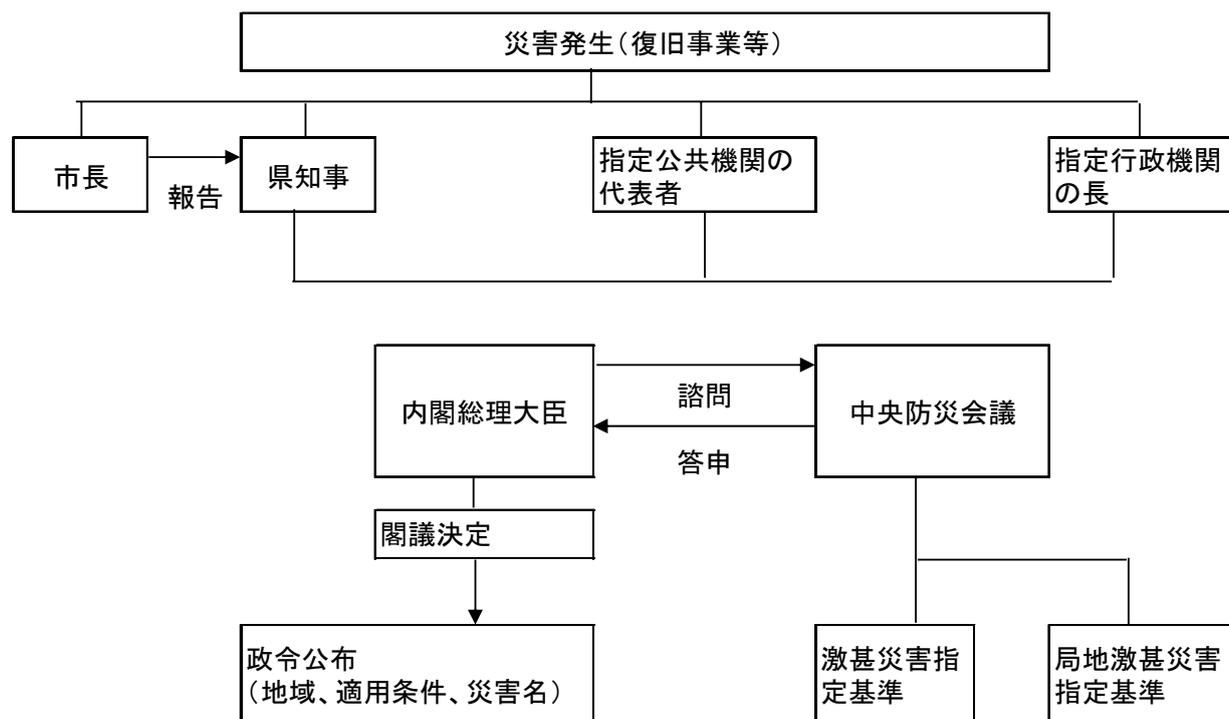
資料：全国被災建築物応急危険度判定協議会ホームページ

## 15-10 小矢部警察署災害警備用装備資機材

品名	数量	品名	数量
発動発電機(携帯用)	1	空気呼吸器	1
投光器	5	ミニレッカー	1
拡声器	3	単梯子	4
フォース(レスキューユニット)	1	つるはし	1
担架	1		
天幕	1		

資料：富山県警察本部

## 15-11 激甚災害指定の手続きの流れ



\* 県は、国の関係機関と連絡をとり、激甚災害指定の手続きをとる。

\* 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1～2月頃に手続きを行う。

## 15-12 激甚災害指定基準

\*本激：全国的に大きな災害をもたらした災害を指定

本激A：全国的に大規模な災害が生じた場合

本激B：Aの災害ほど大規模でなくとも特定の都道府県の区域に大きな被害をもたらされた場合

\*局激：局地的な災害によって大きな災害復旧が必要になった市町村を指定

## 1 激甚災害指定基準（本激）早見表

（平成12年10月31日改正 平成12年9月8日以降発生した災害について適用）

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額>全国標準税収入額×0.5% B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額>全国標準税収入額×0.2% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額>当該都道府県の標準税収入額×25%の県が1以上 又は (2) 県内市町村の査定見込総額>県内全市町村の標準税収入額×5%の県が1以上
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	A 農地等の災害復旧事業費の査定見込額>全国農業所得推定額×0.5% B 農地等の災害復旧事業費の査定見込額>全国農業所得推定額×0.15% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額>当該都道府県の農業所得推定額×4%の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の査定見込額>10億円以上の県が1以上
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例	(1) 第5条の措置が適用される場合 又は (2) 農業被害見込額>全国農業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	A 農業被害見込額>全国農業所得推定額×0.5% B 農業被害見込額>全国農業所得推定額×0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者数>当該都道府県の農業者数×0.5%の県が1以上 ただし、A Bとも、高潮、津波等特殊な要因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生の都度被害の実情に応じて個別に考慮する。
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	A 林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×5% B 林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×1.5% かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額>当該都道府県の生産林業所得推定額×60%の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×1%の県が1以上 ただし、A Bとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限る、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	<p>A 中小企業関係被害額&gt;全国中小企業所得推定額×0.2%</p> <p>B 中小企業関係被害額&gt;全国中小企業所得推定額×0.06%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の中小企業関係被害額&gt;当該都道府県の中小企業所得推定額×2%の県が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の中小企業関係被害額&gt;1,400億円の県が1以上</p> <p>ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
第13条	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	
第15条	中小企業者に対する資金の融通に関する特例	
第16条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	
第17条	私立学校施設災害復旧事業に対する補助	<p>第2章(第3条及び第4条)の措置が適用される場合</p> <p>ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>
第19条	市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	
第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	<p>A 被災者全域滅失戸数≥4,000戸</p> <p>B (1) 被災地全域滅失戸数≥2,000戸</p> <p>かつ</p> <p>一の市町村の区域内の滅失戸数≥200戸又は住宅戸数の1割以上の市町村が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 被災地全域滅失戸数≥1,200戸</p> <p>かつ</p> <p>一の市町村の区域内の滅失戸数≥400戸又は住宅戸数の2割以上の市町村が1以上</p> <p>ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合
第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	<p>災害の実情に応じ、その都度決定する。</p>
第9条	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	
第10条	土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	
第11条	共同利用小型漁船の建造費に対する補助	
第14条	事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第20条	母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
第21条	水防資機材の補助の特例	
第23条	産業労働者住宅建設資金の融通の特例	
第25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

## 2 局地激甚災害指定基準（局激）早見表

（平成12年3月24日改正 平成12年1月1日以降発生した災害について適用）

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	当該市町村が負担する公共土木施設災害復旧事業費等の査定額>当該市町村の標準税収入額×50% (査定事業費が1千万円未満のものを除く。) ただし、この基準の該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。
第5条  第6条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置  農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例	当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費>当該市町村の農業所得推定額×10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	当該市町村の林業被害見込額>当該市町村に係る生産林業所得推定額×1.5 (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。) かつ (1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積>300ha 又は (2) その他の災害にあつては、要復旧見込面積>当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの)×25% ただし、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。
第12条  第13条  第15条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例  小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例  中小企業者に対する資金の融通に関する特例	中小企業関係被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10% (被害額が1千万円のものを除く。) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合

## 15-13 災害復旧事業に関する国の財政援助

災害が発生した場合は、すみやかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、早期にその財源確保に努めるものとする。

災害復旧事業に関する国の財政援助は次のとおりである。

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業 (河川、道路、下水道等)	公共土木施設災害復旧事業 費国庫負担法	激甚災害に対処するための 特別の財政援助等に関する 法律（以下「激甚法」とい う。）第3条1項
公共土木施設災害関連事業	河川法、道路法、港湾法	同上
都市災害復旧事業 (街路、公園等)	予算補助	—
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧国庫 負担法	激甚法第3条第1項
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法	同上
社会福祉施設災害復旧事業 生活保護施設 児童福祉施設 養護老人ホーム・特別養護老人ホ ーム 身体障害者更生援護施設 知的障害者更生施設・知的障害者 授産施設 婦人保護施設	生活保護法 児童福祉法 老人福祉法 身体障害者福祉法 知的障害者福祉法 売春防止法	同上
感染症指定医療機関の災害復旧事 業及び感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療に関する 法律	激甚法第3条第1項
堆積土砂排除事業 公共的施設区域内 公共的施設区域外	予算補助	同上
湛水排除事業	—	激甚法第3条第1項及び 第10条
農地等災害復旧事業に係る補助の 特別措置 農地、農業用施設、林道の災害復 旧事業及び農業用施設、林道の災 害関連事業	農林水産業施設災害復旧事 業費国庫補助の暫定措置に 関する法律	激甚法第5条

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	激甚法第6条
天災による被害農林漁業者等に対する資金融通に関する暫定措置の特例	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	同 第8条
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業信用保険法	同 第12条
小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	小規模企業者等設備導入資金助成法	同 第13条
事業協同組合等施設災害復旧事業に対する補助	—	同 第14条
中小企業者に対する資金の融通に関する特例 (商工組合中央金庫融資)	—	同 第15条
公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	—	同 第16条
私立学校施設災害復旧事業に対する補助	—	同 第17条
母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	母子及び寡婦福祉法	同 第20条
水防資材費の補助の特例	—	同 第21条
り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	公営住宅法	同 第22条
産業労働者住宅建設資金融通の特例	—	同 第23条
公共土木施設、公立学校施設、農地及び農業用施設等小規模復旧事業	—	同 第24条
雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律	同 第25条
上水道災害復旧事業	予算補助	予算補助
廃棄物処理施設等災害復旧事業 し尿処理施設、ごみ処理施設等	—	同上
公的医療機関災害復旧事業	予算補助	予算補助

## 15-14 生活福祉資金貸付けの内容

窓口：小矢部市社会福祉協議会

平成 28 年 4 月 1 日現在

種 類	災害援護資金	住宅資金
内 容	災害による困窮から自立更生するために必要な経費	住宅の増改築、補修、保全等に要する経費
貸付対象	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯	低所得世帯 障害者世帯 高齢者世帯
貸付限度額	150万円 (災害を受けたことにより臨時に必要となる経費)	250万円
据置期間	貸し付けの日から6月以内	貸し付けの日から6月以内
償還期間	7年以内	7年以内
貸付利子	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%	

資料：福祉課

## 15-15 母子寡婦福祉資金貸付けの内容

窓口：こども課

平成 28 年 4 月 1 日現在

種 類	住宅資金	転宅資金
内 容	火災、風水害、地震など	火災、風水害、地震など
貸付対象	母子家庭の母、寡婦又は40歳以上の配偶者のない女子（所得制限あり）で、災害により住宅が全壊、半壊等の被害を受け、住宅の建設、購入、改修等を行う者	母子家庭の母、寡婦又は40歳以上の配偶者のない女子（所得制限あり）で、災害により住宅が全壊、半壊等の被害を受け、転宅する者
貸付限度額	200万円 (改修資金は150万円)	26万円
据置期間	貸付けの日から2年以内	貸付けの日から6月以内
償還期間	7年以内 (改修資金は6年以内)	3年以内
貸付利子	年3%（据置期間中は無利子）	

資料：福祉課

## 15-16 被災者生活再建支援金の内容

窓口：社会福祉課

平成 28 年 4 月 1 日現在

根拠法	被災者生活再建支援法
対象となる災害 (いずれかに該当)	①災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する被害(同条第 2 項の規定により、同条第 1 項第 1 号又は第 2 号にいずれかに該当することとなったものを含む)が発生した市町村の区域に係る自然災害 [例] 地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水、噴火その他の異常な自然現象
	② 10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害
	③ 100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
	④上記①②に規定する市町村の区域を含む都道府県で、5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口 10 万人未満に限る)の区域に係る自然災害
	⑤上記①～③に規定する市町村の区域に隣接し、5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口 10 万人未満に限る)の区域に係る自然災害
対象となる世帯 (いずれかに該当)	①全壊 ＝その居住する住宅が全壊した世帯
	②解体 ＝その居住する住宅が半壊又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ当該住宅の倒壊による危険を防止するために必要があること等のやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
	③長期避難 ＝火砕流等による被害が発生する危険な状態が継続すること等の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期に渡り継続することが見込まれる世帯
	④大規模半壊世帯 ＝その居住する住宅が半壊し、基礎・基礎杭・壁・柱等の構造耐力上主要な部分を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯。(②③の世帯を除く)
支援金支給額	下記の合計額 (1人世帯の場合は、各該当金額の 3/4)
	①基礎支援金限度額(住宅の被害程度に応じて支給) ・全壊＝100万円 ・解体＝100万円 ・長期避難＝100万円 ・大規模半壊＝50万円
	②加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給) ・建設、購入＝200万円 ・補修＝100万円 ・賃借(公営住宅以外)＝50万円 *いったん住宅を賃借した後、住宅を建設・購入する場合は200万円、補修する場合は100万円
申請方法	申請窓口 市社会福祉課
	添付書類 ①基礎支援金＝罹災証明書、住民票 ②加算支援金＝契約書(住宅の購入、賃借等の契約書)など
	申請期間 ①基礎支援金＝災害発生から13月以内 ②加算支援金＝災害発生から37月以内

## \*基金・支援法人

国の補助を受けた被災者生活再建支援法人＝財団法人都道府県協会が、都道府県が拠出した基金を活用

基金の拠出額 600億円

資料：福祉課

## 15-17 市内文化財一覧表

No. 1

平成 28 年 4 月 1 日現在

指定別	種別	名称	員数	所在地	指定年月日
国	建造物	護国八幡宮	3 棟	埴生 1991(護国八幡宮)	T. 13. 4. 15
	史跡	加越国境城跡群及び道(松根城跡)		内山字天	H27. 10. 7
県	建造物	浅地神明社本殿	1 棟	浅地 7433(浅地神明社)	S40. 1. 1
	彫刻	木造阿弥陀如来立像	1 躯	新富町 4-9(聖泉寺)	S40. 1. 1
		木造男神坐像	2 躯	埴生 1991(護国八幡宮)	S43. 3. 19
		木造阿弥陀如来立像	1 躯	西島 45(光西寺)	S44. 10. 2
		銅造阿弥陀如来坐像	1 躯	埴生 4476(医王院)	S44. 10. 2
		木造僧形八幡神坐像	1 躯	埴生 4476(医王院)	S44. 10. 2
		木造僧形神坐像	2 躯	杉谷内 3088(日吉社)	S45. 3. 2
	工芸	刀銘 宇多国宗 天文六年二月日	1 口	西福町 1-7(神明社)	S42. 3. 25
	古文書	埴生護国八幡宮文書	45 点	埴生 1991(護国八幡宮)	S40. 10. 1
	史跡	宮永十左衛門の墓	1 基	下川崎 1385	S40. 10. 1
		若宮古墳	1 基	埴生字上野 14	H. 5. 4. 9
	天然記念物	宮島峡一の滝とおうけつ群		名ヶ滝(子撫川河川中)	S40. 1. 1
		興法寺のハッチョウトンボとその発生地附興法寺のトンボ類の群生地		興法寺	S46. 11. 18
市	建造物	乗永寺鐘楼堂	1 棟	島 253(乗永寺)	S63. 6. 20
		為盛塚五輪塔	1 基	松永 13, 14	H26. 4. 30
	絵画	前田利秀画像	1 幅	八和町 6-4(本行寺)	S40. 3. 16
		越中四郡絵図	2 幅	本町 1-1(小矢部市)	S44. 9. 20
		今石動御旅屋絵図	1 枚	本町 1-1(小矢部市)	S50. 2. 5
	彫刻	鼓ヶ滝露天磨崖仏	1 点	矢波	S44. 9. 20
		木造虚空蔵菩薩坐象	1 躯	新富町 4-9(聖泉寺)	S44. 9. 20
		医王院仁王像	2 躯	埴生 4476(医王院)	S63. 6. 20
		医王院十王像	12 躯	埴生 4476(医王院)	S63. 6. 20
	工芸品	白漆俳諧奉納額	1 点	八和町 6-4(本行寺)	S40. 3. 16
		渡辺家の古面	3 点	峠	S42. 3. 8
	古文書	加茂家の古文書	49 点	水島	S40. 3. 16
	考古資料	乗永寺五輪塔	2 基	島 253	H3. 8. 27
		桜町遺跡出土品	1, 600 点	本町 1-1(小矢部市)	H19. 11. 1
		若宮古墳出土品	17 点	本町 1-1(小矢部市)	H19. 11. 1
	歴史資料	沼田太郎右衛門高信碑	1 基	蓑輪	H6. 9. 26
		銅製仏具と珠洲収納壺	1 式	北一	H19. 11. 1

指定別	種別	名称	員数	所在地	指定年月日
市	無形文化財	雅楽		市内	H10. 9. 29
	無形民俗文化財	源氏太鼓		下後亟	S40. 3. 16
		酒とり祭		下後亟	S40. 3. 16
		願念坊踊		綾子	S40. 3. 16
		護国八幡宮宮めぐりの神事		埴生 1991	S52. 10. 19
	有形民俗文化財	石動の曳山	11 基	八和町他	S55. 8. 1
		石動の歌舞伎山	1 基	今石動町 1	S63. 6. 20
	史跡	前田利秀の墓	1 基	八和町 6-4(本行寺)	S40. 3. 16
		木槿塚	1 基	城山町(城山公園内)	S40. 3. 16
		獅子庵跡		観音町 1-9(観音寺)	S40. 3. 16
		砺波山古跡		埴生	S40. 3. 16
		阿曾三右衛門供養碑	1 基	津沢	S40. 3. 16
		前田秀継夫妻の墓	3 基	矢波	S40. 3. 16
		阿曾三右衛門墓	1 基	津沢	S40. 3. 16
		竹亭焼窯跡		埴生	S40. 3. 16
		勝興寺安養寺御坊跡		末友	S44. 9. 20
		宮永良蔵の碑	1 基	下川崎	S46. 10. 23
		一乗寺城跡		八講田	S52. 9. 12
		関野 1 号墳	1 基	蓮沼字干場 30 他	S62. 7. 28
		今石動城跡		桜町・上野本・城山町	H22. 3. 31
	天然記念物	下屋敷の大いちい	1 本	下屋敷	S44. 9. 20
		岩抱きのけやき	1 本	了輪	S44. 9. 20
		宮島の大杉	1 本	別所滝(別所滝之社)	S40. 3. 16
		ぶな・うらじろがしの混成林		白谷	S40. 3. 16
		ぶなの天然林		埴生	S40. 3. 16
		大清水のあしつき		白谷	S44. 5. 22
日吉社の大杉		4 本	杉谷内 3088(日吉社)	S45. 3. 19	
末友のハッチョウトンボと生息地			末友字東大谷	S56. 9. 8	
田川の貝化石			田川	S63. 6. 20	
国登録 有形文化財	旧宮島村役場	1 棟	芹川	H13. 10. 12	
	旧大谷家住宅	7 棟	水落 35	H27. 3. 26	

資料：総務課

## 15-18 水防作業を必要とする異常状態に対応する主な工法

No. 1

	工法	施工箇所	効果	工法の概要
洗掘	木流し工	水の流れが急となっている箇所、流水が激しく堤防をたたき、洗掘し始めている箇所	流水を緩やかにし、川表が崩れるのを防ぐ。川表の淀欠けを防ぐ（緩流部）。	樹木に重り土のうをつけて流し局部を被覆する。
	表シート張り工	川表が崩れだした箇所 透水し始めた堤防	川表の崩壊を防ぐ。吸い込み口をふさぎ透水を防ぐ。	川表の浸水面に防水シート等を張る。
	立籠工	急流部の川表法面、根固めが、洗掘、決壊のおそれがある箇所	過去に洗掘等した箇所の災害の再発を防ぐ。	表法面に蛇籠を立てて被覆する。
亀裂	折り返し工	堤防の天端に亀裂が生じた箇所（粘土質堤防）	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	天端の亀裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する。
	打ち継ぎ工	堤防の天端に亀裂が生じた箇所（砂質堤防）	亀裂の拡大を防ぐ。	天端の亀裂をはさんで両肩付近に杭を打ち、鉄線で結束する。
	五徳縫い工	堤防の裏法、又は裏小段に亀裂が生じた箇所	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	裏法面の亀裂を竹で縫い崩落を防ぐ。
	籠止工	堤防の裏法、又は裏小段に亀裂や崩れが起こりそうな箇所	裏法面や裏小段の亀裂や崩壊を防ぐ。	裏法面に菱形計状に杭を打ち、竹又は鉄線で縫う。
	つなぎ縫い工（竹）	堤防の天端や裏法面に亀裂が生じている箇所	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	亀裂部分をはさんで杭を打ち、竹で結束する。
漏水	釜段工	堤防裏小段や堤防近くの平場	漏水の噴出口を中心に土のうを積んで水を貯え、その水圧により噴出を抑える。	裏小段、裏法先平場に円形に積み土のうにする。
	月の輪工	堤防裏側法面に漏水した水が噴き出している箇所	土のうを積んで河川水位と漏水口との水位差を縮めて水圧を弱め、漏水口の拡大を防ぐ。	裏法に半円形に土のうを積む。
越水	積土のう工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	越水を防ぐ。	堤防天端に土のうを数段積み上げる。
	改良積土のう工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	越水を防ぐ。	堤防天端に杭を打ってシートを張り、土のうを数段積み上げる。
	せき板工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	越水を防ぐ。	堤防天端に杭を打ち、板を杭に釘付けし、背後に土砂又は土のうを積む。

	工法	施工箇所	効果	工法の概要
越水	水マット工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	越水を防ぐ。	ビニロン帆布製水のうを天端に置き、ポンプで水を注入する。
	蛇籠積工	堤防が沈下した箇所	越水を防ぐ。	堤防天端に土のうのかわりに蛇籠を置く。
	裏シート張工	越水又はそのおそれのある箇所の裏法面	越水による裏法面の崩壊を防ぐ。	堤防裏法面を防水シートで被覆する。
決壊防止	築き廻し工	堤防の表法面の洗掘が進んでいる箇所堤防天端まで崩壊し、幅員不足になりつつある箇所	堤防断面の厚みをつけ、破堤するのを防ぐ。	裏法面に土のうを積む。
	杭打積土のう工	堤防の裏法面が崩れた、又は崩れそうな箇所	裏法面の崩壊を防ぐ。	法崩れの下部に杭を打ち、土のうを積む。
	土のう羽口	堤防の裏法面が崩れた箇所	裏法面の崩れた箇所を補強し、堤防の崩れの拡大を防ぐ。	崩壊箇所に土のうを積み、竹で刺し貫いて、地上に突き出た竹を縫って固定する。
	わく入れ工	流れが急となっている箇所 堤脚の洗掘が見られる箇所	急流河川の流れをゆるやかにする。堤脚洗掘の拡大を防ぐ。	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などを投入する。

## 15-19 地震の階級別状況

「気象庁震度階級関連解説表（平成21年3月31日改定）」より

## 1 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## 2 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

## 3 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

## 4 地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ <sup>1</sup> や液状化※ <sup>2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生
7	する。	することがある※ <sup>3</sup>

※<sup>1</sup> 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※<sup>2</sup> 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※<sup>3</sup> 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## 5 ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある*。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある*。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

\*震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## 6 大規模構造物への影響

長周期地震動*による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

\*規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。